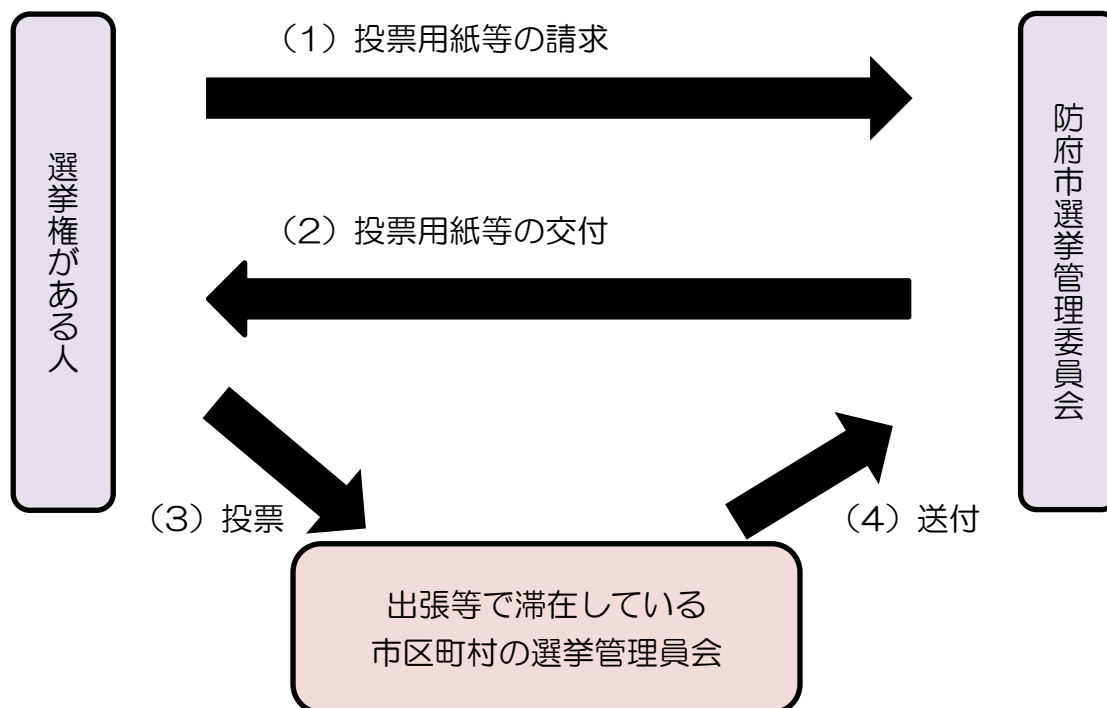


不在者投票のイメージ図



(1) 投票用紙・投票用封筒の請求

選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会委員長に対して、直接又は郵便等によって、投票用紙と投票用封筒（外封筒と内封筒）を請求してください。（申請書は、選挙ごとにホームページからダウンロードできます。）

(2) 投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の交付

不在者投票事由が認められると、選挙管理委員会から投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書を滞在地の住所に郵送します。

(3) 投票方法と手続き

郵送された投票用紙等を選挙期日（投票日）のおおよそ2日前までには滞在地の市区町村選挙管理委員会に持参し投票して下さい。（滞在地の選挙管理委員会へ出向かれるときは、事前に対応が可能か、問い合わせて下さい。）

(4) 投票した投票用紙の送付

滞在地の市区町村の選挙管理委員会から防府市の選挙管理委員会に投票済みの投票用紙が送付されます。

※注意事項

- ・投票済みの投票用紙の送付に、日数がかかる場合がありますので、早めに投票して下さい
- ・投票用紙への記入は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向き、指示を受けてから行って下さい。（自宅等で記入された場合は、その投票は無効となります。）
- ・不在者投票証明書の封筒は開封しないで滞在地の市区町村の選挙管理委員会に持参して下さい。（自分で開封された場合は、投票ができなくなります。）